

令和4年第2回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和4年2月24日(木) 午後2時30分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第2会議室

出席委員

教育長 渡邊哲郎

教育長職務代理者 中澤香代

委員 大嶽和好

委員 加藤智章

委員 木下貴子

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	高橋光弘	
出	教育次長	林 伸彦	
出	教育指導監	丸山 近	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	河地孝彦	
出	教育研究所長	久野智治	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	教育推進課主幹	矢野隆彦	
出	食育推進課長兼食育センター場長兼養正小学校近接校対応調理場長兼昭和小学校近接校対応調理場長	水野浩則	
出	課長(放課後児童健全育成調整担当)	勝見祐子	
出	文化スポーツ課長	大竹康文	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：教育総務課 課長代理 長谷部 茂
教育推進課 課長代理 山田直子
教育相談室 課長代理 吉川卓男
文化財保護センター 課長代理 加藤昌平
文化スポーツ課 主査 岡田嵩英

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第 9 号	多治見市文化財審議会委員の委嘱について	文化財保護センター	原案可決
議第 10 号	多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正するについて	食育推進課	原案可決
議第 11 号	多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて	文化スポーツ課	原案可決
報第 5 号	令和 3 年度多治見市一般会計補正予算（第 10 号）のうち教育に関する事務に係る部分について	教育総務課	原案承認
報第 6 号	令和 4 年度多治見市一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分について	教育総務課	原案承認
報第 7 号	工事請負契約の締結について	教育総務課	原案承認
報第 8 号	学習意識調査の実施について	教育推進課	原案承認

開 会

午後 2 時 30 分 渡邊教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

議 事

- 渡邊教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、議第 9 号 多治見市文化財審議会委員の委嘱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の「人事・その他の事件」に該当するため、多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により非公開と決定することについて、審議願う。
- 渡邊教育長 事務局の説明のとおり、議第 9 号 多治見市文化財審議会委員の委嘱については、非公開と決定することについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 異議がないので、議第 9 号 多治見市文化財審議会委員の委嘱については、非公開と決定することについては、非公開と決定する。

議第 9 号 非公開

議第 10 号 公開

- 渡邊教育長 多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 水野食育推進課長 (議第 10 号 多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正するについて、資料により説明。)
- 渡邊教育長 何か質問はないか。
- 各委員 なし。
- 渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第 10 号を原案どおり可決してよいか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 では、議第 10 号 多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第 11 号 公開

- 渡邊教育長 多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。
- 大竹文化スポーツ課長 (議第 11 号 多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて、資料により説明。)
- 渡邊教育長 何か質問はないか。
- 加藤委員 学校内のどの施設を開放するのか。
- 大竹文化スポーツ課長 体育館、グラウンド、工作室、音楽室、家庭科室等である。登録団体しかシステムに登録、アクセスできないので、個人で利用することはできない。

中澤委員 使用のキャンセルするときの還付申請の期限が、前日から5日前に変更になったが、その理由は何か。

大竹文化スポーツ課長 予約のキャンセルの期限を早めることにより、そのキャンセルによって空いた施設を他の団体に有効に使用していただきたいという考えである。

中澤委員 今言われたことを利用者にはっきり説明する必要があると思う。

大竹文化スポーツ課長 3月上旬から中旬にかけて、説明会を行い、丁寧に説明する。

中澤委員 天候不良に伴うキャンセルについても同条件か。

大竹文化スポーツ課長 それについては、利用者に責めに帰さない理由なので、別対応となる。

渡邊教育長 他に質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第11号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第11号 多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

報第5号 公開

渡邊教育長 令和3年度多治見市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に関する事務に係る部分について、事務局に説明を求める。

河地教育総務課長兼文化財保護センター所長 （報第5号 令和3年度多治見市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に関する事務に係る部分について、資料により説明。）

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第6号を原案どおり承認してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、報第5号 令和3年度多治見市一般会計補正予算（第10号）のうち教育に関する事務に係る部分について、原案どおり承認することとする。

報第6号 公開

渡邊教育長 令和4年度多治見市一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分について、事務局に説明を求める。

河地教育総務課長兼文化財保護センター所長 （報第6号 令和4年度多治見市一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分について、資料により説明。）

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし。

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第6号を原案どおり承認してよいか。
各委員 異議なし。
渡邊教育長 では、報第6号 令和4年度多治見市一般会計予算のうち教育に関する事務に係る部分について、原案どおり承認することとする。

報第7号 公開

渡邊教育長 工事請負契約の締結について、事務局に説明を求める。
河地教育総務課長
兼文化財保護センター所長 (報第7号 工事請負契約の締結について、資料により説明。)
渡邊教育長 何か質問はないか。
各委員 なし。
渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第7号を原案どおり承認してよいか。
各委員 異議なし。
渡邊教育長 では、報第7号 工事請負契約の締結について、原案どおり承認することとする。

報第8号 公開

渡邊教育長 学習意識調査の実施について、事務局に説明を求める。
林次長 (報第8号 学習意識調査の実施について、資料により説明。)
渡邊教育長 何か質問はないか。
加藤委員 50項目の質問の内容は、具体的にはどのようなものがあるか。
山田課長代理 例えば保護者向けの質問として、平日の勉強時間は？時間帯は？自主的にやっているか？、学習意欲はどうか？、運動習慣はどうか？、宿題に関する考え方は？、親子の約束はあるか？等である。
木下委員 筑波大学のアンケートを実施すると聞いたが、それとは別のものか。
久野教育研究所
所長 筑波大学のものとは別のものである。
中澤委員 第1次から第3次までの教育基本計画があるが、アンケートの質問項目は、その都度異なっているのか。
山田課長代理 概ね踏襲しているが、例えば、今回はタブレット端末についての質問があるが、前回はない。必要のない項目は省いて、全体の質問の数を増やさないように項目を入れ替えている。
渡邊教育長 他に質問はないか。
各委員 なし。
渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として報第8号を原案どおり承認してよいか。

各委員	異議なし。		
渡邊教育長	では、報第8号 学習意識調査の実施についてについて、原案どおり承認することとする。		
渡邊教育長	それでは、教育委員会会議の令和4年6月定例会の開催日程について調整する。		
渡邊教育長	令和4年6月29日(水)とする。		
渡邊教育長	これにて令和4年第2回教育委員会会議を閉会とする。		
<table border="1"><tr><td>閉</td><td>会</td></tr></table>	閉	会	午後3時
閉	会		

令和4年第2回多治見市教育委員会会議の顛末をここに記し、会議録を作成した。

令和4年2月24日

多治見市教育委員会事務局 教育総務課